

別海町議会会議録

第3号(令和3年12月15日)

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
① 7番 木嶋悦寛 議員
② 11番 瀧川榮子 議員

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
① 7番 木嶋悦寛 議員
② 11番 瀧川榮子 議員

○出席議員(16名)

1番 宮越正人	2番 横田保江
3番 田村秀男	4番 小椋哲也
5番 外山浩司	6番 大内省吾
7番 木嶋悦寛	8番 松壽孝雄
9番 今西和雄	10番 小林敏之
11番 瀧川榮子	12番 松政勝
13番 中村忠士	14番 佐藤・雄
副議長 15番 戸田憲悦	議長 16番 西原浩

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長 曾根興三	副町長 佐藤次春
教育長 登藤和哉	総務部長 浦山吉人
福祉部長 今野健一	産業振興部長 門脇芳則
建設水道部長 伊藤一成	教育部長 山田一志
会計管理者 中村公一	病院事務長 三戸俊人
農業委員会事務局長 内山宏	選挙管理委員会書記長 入倉伸頭
総務部次長 入倉伸頭	産業振興部次長 佐々木栄典
教育部次長 石川誠	総務課長 入倉伸頭
総合政策課長 寺尾真太郎	財政課長 川具哉

税 務 課 長 伊 藤 輝 幸
西春別支所長他 田 村 康 行
福 祉 課 長 干 場 みゆき
農 政 課 長 小 野 武 史
商工観光課長 田 畑 直 樹
事 業 課 長 外 石 昭 博
学校教育課長 池 田 卓 也
中央公民館長 新 堀 光 行
商工観光課主幹 岩 口 裕 昭

防災交通課長 麻郷地 聡
尾岱沼支所長他 福 原 義 人
老人保健施設事務長 竹 中 利 哉
水産みどり課長 佐々木 栄 典
管 理 課 長 松 田 勝 広
指 導 参 事 吉光寺 勝 己
生涯学習課長他 石 川 誠
図 書 館 長 他 塚 啓
商工観光課主査 武 田 妙 子

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実 主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

1 番 宮 越 正 人
3 番 田 村 秀 男

2 番 横 田 保 江

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから3日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
1番宮越議員。
○1番（宮越正人君） はい。
○議長（西原 浩君） 2番横田議員。
○2番（横田保江君） はい。
○議長（西原 浩君） 3番田村議員。
○3番（田村秀男君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。
発言に入る前に申し上げます。
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
初めに、7番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願います。
○7番（木嶋悦寛君） はい。
○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。
○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。
○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。
○7番（木嶋悦寛君） はい。
通告に従いまして、質問させていただきます。
本日は、「新型コロナウイルス感染症の影響を含めた経済対策について」伺います。
新型コロナウイルス感染症に関して、本年10月31日の緊急事態宣言解除後急激な感染者の減少により、様々な制限も解除されるなどコロナ前の状況には戻らないまでも人流や消費行動なども回復に向けての兆しが顕著になってきたと感じます。
本町においてはポストコロナ、ウィズコロナに向けての経済対策としてプレミアム付き商品券の販売や、べっかい宿泊割（クーポン付き）事業が実施されています。また商工会飲食サービス業部会においても、別海町ふるさと納税で大人気となっている町の特産品が当たるスタンプラリーも実施されております。
ただ、南アフリカで発見された新型コロナウイルス感染症の新たな変異株オミクロンの

感染拡大状況も気になるところで、感染流行の第6波も意識しながら、地域経済も活性化させなくてはならないところです。

そこで今回の経済対策についての検証や、今後の本質的な経済対策の展開について以下の点について質問させていただきます。

1点目です。

プレミアム商品券事業に関して伺います。

今回は上乗せ率50%の超プレミアム商品券と上乗せ率60%の飲食応援券をそれぞれ1冊5,000円で販売されました。

10月2日からの第1弾の販売では購入限度を1人2冊までとし、超プレミアム商品券は販売総数2万3,000冊のうち8,726冊で37.9%、飲食応援券は販売総数3,600冊のうち3,205冊の89.0%を売上、販売第2弾となる10月13日では購入限度冊数を変更し、それぞれ完売したことについては、11月26日開催の産業建設常任委員会において調査され、提出された資料にも掲載されております。

プレミアム付き商品券事業については地域経済の活性化策として、コロナの影響以前から行われてきた経済対策の一環です。当然地域経済活性化の有効性についてこれまでも議論がされてきました。

今回のプレミアム商品券事業はこれまでで最も手厚い補助内容となっていることから、今後の緊急的な経済対策の重要な指標になると考えます。

今後の経済対策に生かす事ができるよう早急に検証を行い、次に備えることが必要だと考えますがいかがでしょうか。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

プレミアム付商品券事業につきましては、以前から消費喚起を促す経済対策や消費増税時の低所得者及び子育て世代支援対策として実施してきました。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響が大きかった昨年度においても経済対策として実施し、地域商工業者への支援策として大きな効果があったところです。

本年度においても、昨年度より内容の拡充を図ったうえで、来年1月までを利用期間としてプレミアム付商品券事業を実施している最中でございます。

補助金があるなしに関わらず、町が実施する事務事業については、当然ながらPDCAサイクルによる評価及び改善を実施する必要があり、現在、行われている事業においても、来年2月末には事業が完了する予定となっていることから、事業完了後において検証を行う予定としています。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

2月に早々にもしていただけるということですが、その内容が重要じゃないかなというふうに思います。

確かに事業化する中でのPDCA中では一定の評価検証できると思うんですけど、これから経済対策として考えた時に、データをどのように活用するかっていうことだと思うん

ですね。

商工会では、要するに事業者から換金するためのデータが出てきます。

どの店でどれだけ使われたかっていうことが出てきますし、それから、券を持ち込む時にもそのデータがある程度あるということ。

それで考えると、どのように商品券が使われているのかということ、そこから分かってくると思うんですね。

どのお店でどの程度使われているのかっていうことが分かってくると、おのずとそうした商品券の持っている特性がそこで見えてくるのかなというふうに考えますので、そうしたちょっと踏み込んだデータの活用ができるような取組、当然、個人情報とかそういうことにも配慮しながら、取り組めるんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

昨年度実施しましたプレミアム商品券事業におきまして、アンケート等を取りましてデータを回収しております。

月別の売上高、それから換金率、業種別、地区別、それぞれ出しましてですね、特に去年はバー、スナック関係での利用がかなり少なかったということで、スナック、バーに特化した事業も盛り込んでおりますし、それを踏まえて今シーズン飲食応援券という別立てをしてやっておりますので、そういう分析はしっかりしてですね、次につなげているものでございますので、今後においてもそういう分析をしっかりしてつなげたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

町にとっても商工会にとっても非常に有効なデータであることは間違いないので、その辺りをうまく共有して、地域経済の振興発展に生かしていただけたらと思います。

2番目の質問です。

プレミアム商品券事業が全町民を対象としている以上、販売の日程や時間帯、販売方法に関しては多くの方が買い求めやすい設定をするべきと考えます。また周知方法については全戸配布される広報を活用する他、郵便局の配達地域指定郵便のサービスが利用できません。しかしながら新聞折り込みでは購読者が限られ公平とはいえない状況です。

今回の事業でもおおむね公平性を保つ取組がなされたかと思いますが、第2弾については周知方法や日程の設定、また、第1弾では1人2冊までとしたものが、第2弾でプレミアム商品券1人10冊、飲食応援券1人5冊までとしたことなど、公平性に配慮を欠く取組みもあったのかと考えるところです。

町は事業主体者である別海町商工会とどのように連携し、プレミアム商品券事業に取り組んだのかをお聞かせください。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

本事業の実施に当たり、町と商工会で行った合同アンケートの調査結果を基に、商工会と協議の上、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた小売業及び飲食業等への経済対策事業として、上乘せ率の設定や飲食応援券を加えるなど、事業内容を協議した中で取り組んだところでございます。

商品券の販売に当たっては、希望する町民が購入できるように、昨年度の事業検証を基に、販売総数や購入上限数などが設定され、販売開始日に関しては、広報べつかい9月号で全町民に周知し、10月2日から販売を行っています。

商品券の初回販売において、販売総数の約38%しか販売できなかったことは、商工会としても想定外であり、町民の関心が低いものと判断せざるを得ず、昨年度の販売でも、第2弾の販売には相当苦慮したことから、2回目の販売での売れ残りの回避及び事業者へ素早く支援が届くよう、予定の1人5冊を1人10冊に変更し販売したところでございます。

商品券等の販売に当たり、町民からは様々な御意見が商工会だけではなく町にも届いていることから、寄せられた御意見を真摯に受け止め、今後の事業遂行に生かしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

公平性を保つことは、この事業にとって一番大切なことではないかなというふうに考えます。

そうしたところで、11月26日開催の第13回産業建設常任委員会の中でのやりとり、当然、議員も町民の方からたくさんの意見をいただいて、それを委員会の中で質問しております。

その中でちょっと気になるところがあって、商工観光課としてこのプレミアム商品券事業が、中小企業の下支え、商工業者に早くこのお金が届くことが第一義であるというような内容の答弁がされてるんですね。

ということは、早く期限までに早く売り切るということが第一義であって、本来プレミアム付商品券の持っている意味合いから、少しずれてしまっているんじゃないかということが気になることです。

町長、改めてお聞きしますが、プレミアム商品券の意義と目的とは何なんでしょうか。

○町長（曾根興三君） 議長。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 目的は、今、議員がおっしゃったように、中小企業の購買促進を図るということなんですけれども、それだけではありません。

1つの事業を1つの目的だけで行うこともありますけれども、複数の効果を考えるのも大きな重要なことですので、私は今回のプレミアム商品券については、もちろん中小企業を助けるという意味合いは第一義ですけれども、もう一つは、やはり今回のコロナによって低所得者方に影響が出ていると、そういう人達の購買を助けるというその福祉の面の一環もあるべきだというふうに思っておりますので、最初2冊と決めたのは、できるだけそういう町民の方々が、購入できる機会をつくるようにということで、第1回目を設定したんですけれども、それはしっかりと広報誌に載せて、全町民が目につけるように配慮はし

ました。

それでも、30何%しか売れなかったということで、このまま行った場合には、売れ残るということも起こり得るのでないかなということに心配した担当者が、なるべく早く売ろうというような意識で、10冊というようにしたようですけれども、その日は並んでいた人達、1回目は買えなかったけれども、2回目買おうと思って並んだだけでも、1人10冊ということで早目に売り切れてしまって買えなかったというような意見も寄せられております。

今回は、そういった販売方法の不適切の部分もしっかり検証して、この次行う場合には、できるだけ多くの町民に購買という意味と、もう一つはやっぱり所得が低減した人達に対する支援という意味合いもしっかりとれるような、複合的な効果を目指して、事業を進めていくべきだと考えておりますので、今回のことはしっかり反省し、次に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） それであればですね、なおさらこの事業の重要性というか、公平性っていうのを担保するための取り組み方は必要じゃないかなというふうに考えます。

今までは、商工会に対して補助金を出して、商工会が事業主体として担っていただくような形をとってございましたけど、こうしたプレミアム部分というのはお金を配っていると、言い方ちょっと悪いかもしれないですけど、それに近いような公共性の高いもの。

税金を使ってしっかりと経済対策もしていく事業であるからこそ、町が事業主体となつて、必要な部分は委託として出していくと。

そうした主体的に町が取り組むことが、私は必要だと思います。

町長どうお考えでしょうか。

○町長（曾根興三君） 議長。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 町は、支援・補助している事業は全て公共的事业です。

それを全て町がやるということも、これまた職員の数も限られてますし、専門的な知識も限られてますので、必ずしも町が直接やらなければならないというふうになるのかどうか、そこら辺はやっぱりこれからも商工会、今回の件については商工会ともう少し詰めなきゃならないんですけれども、商工会に対しても町は年間3,000万円、その運営に対して支援をしています。これは、ほかの町村にはなかなかない支援です。

そういった意味では、やはり商工会の組織にとっても、自分たちの会員の経営を助けるというのも一つですけれども、それと同時にやっぱり町民の福祉に自分達も協力していこうやという考え方を持ってもらうことも大切なことだと思っておりますので、今回の一件は、議員から言われる前に、私は商工会の幹部としっかりそのことは話しております。

今後どうしていくかということについても、しっかりと、役場とそれから商工会の責任者と話し合いをして、今後どういう方法が町民のそういう不満や意見が出てこない、本当に納得してもらえるような方法とっていくことを、協議していかなきゃならないと思っておりますし、そういう反省を踏まえて、次に行く時には、そこをしっかりと詰めて取り組んでいきたいと考えております。

必ずしも、その議員がおっしゃるように町が直接やればいいのかというのは、確かにそれも

一つの案ですけれども、人力的な範囲だとか専門的な知識とかいろいろなことがありますので、その部分も含めてしっかり協議していきます。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 今の話ですけど、町は事業主体となって、販売ですとかそれに付随しているいろんな業種が出てくるとは思いますけど、それについては委託を行ったりとかしてやっていくことで、当然、町のほかの専門性を生かしたりだとかっていうこともできるでしょうし、ただ、私が言っているのは、公平性を担保していくためにはどういった取り組みが必要なのかっていうことで、大きな2億7,000万からの事業になりますから、こうした取り組みについては、町が事業主体となって取り組むことで、福祉からいろんな面を取り込みながら考えながらできるじゃないかなということですので、ぜひ御一考いただければというふうに考えております。

次の質問に移ります。

3点目です。

新型コロナウイルス感染症の影響にとどまらず、地域経済の振興・活性化は急務であると考えます。

町内の企業が元気になることは、その従業員や家族にも大きな影響があることから、中小企業振興策の点検と必要な施策の方向性を出すことが本質的で重要な取り組みであると考えます。

町では別海町中小企業振興基本条例に基づき審議会が設置され、中小企業振興検討会議も開催されております。他にも別海町産業クラスター研究会や北海道中小企業家同友会など、別海町商工会に限らず、地域企業との多くの接点を持っており、こうした繋がりを生かし地域経済振興・活性化に対する方向性を打ち出していくことが重要であり、第7次総合計画での課題でも触れられていることから考えても、中長期の経済対策をしっかりと打ち出していくことが本質的な取り組みになると考えます。

町長の考えをお聞かせください。

○町長（曾根興三君） 議長。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） お答えいたします。

本町は、全国第3位、668億円の農業産出額を誇っておりますし、漁業においても道内有数の水揚げ額をもって、第一次産業としては、圧倒的に道内トップの生産基盤を持っております。

総務省の発表によります全国市町村年取ランキングにおいても、全国約1,700自治体の中で、平成29年には第65位、そして令和2年には第112位となっており、道内順位としては常に10番以内に入っているというようなことで、経済的には豊かな町であるというふうには考えております。

このように恵まれた経済状況の中においても、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地元商工業者も多大な影響を受けていることから、私は、コロナ禍による廃業をできるだけ出さない、出させないとの思いから、手厚い各種経済支援策をとってきました。

業種によりますけど、影響の強弱やそれから業種による違い等々の情報をできるだけ収集し、画一的なばらまき対策ではなくて、業種その他法人等に集中的に絞った政策も必要であるという考え方で実施をしてきたところでございます。

中長期の経済対策については、第7次別海町総合計画に掲げた主要施策を基本として、金融、人材確保・育成、起業等支援及び受注機会の拡大など、全道的に見ても他自治体より1歩も2歩も進んだ事業に取り組んできたと自負しているところですが、今現在実施している各種中小企業支援策また、2次、3次産業への支援策についても、経済情勢を注視しながら、柔軟性を持って各種事業に取り組んでいきたいと考えております。

御理解よろしく申し上げます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 私が大切だと思う3つの事柄についてちょっとお話しさせていただきたいなと思います。

対話、専門性、連携ということですが。

対話はやはり先ほど申し上げたように、いろんな事業者との接点はありますので、やはりいろんな声を多方面から聴くという、町長は現場主義でありますから、当然そういうことをされているのかなと思いますし、さらにそれを進めていく、全職員に対してそうした現場主義、いろんな人達の声を聴くということを進めていただけたらなというふうに思います。

それから専門性については、以前京大の岡田教授それから釧路公立大の佐野センター長など、経済分析に関わっていただいた方がいらっしゃいます。

そうした専門性のある人達との連携をやっぱり継続して行い、今中途半端になっている産業連関表の取組ですとか、そういうのも進めていただけたらというふうに考えております。

最後はやっぱり連携です。

連携は、経済自体はやはり自然であったりだとか、福祉であったりだとかいろんなもの下支えの中で、経済というのは成り立っているんだろうなと思いますので、そこをうまく連携して、みんながよくなるような取組をしていただけたらと思います。

改めて、町長に今の話について、御答弁があればいただきたいなというふうに思います。

○町長（曾根興三君） 議長。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 3つの重要な課題ということで対話、専門性、連携というお言葉でしたけれども、私はまさにその通りだと思います。

対話は大変重要です。

特に経済は、公的機関がこうすれあすれというのではなくて、やはり経済人が自らこうしたいとあしたいという、創造性、企画力、そういうものを持って提案していただき、それを行政がしっかりと支えていくという体制も必要だと考えております。

特にそういった意味では、その専門性という部分ではなかなか行政職員だけでは、足りない部分がいっぱいありますので、もちろんその学者とか、それから、経済界のいろいろな知識人というような方々との連携は大変必要なことだと思っておりますので、今後もそういう研修事業等を進めていきたいと考えております。

また、先ほど私、一つの事業は単にその経済的なものだけではなくて、やはり福祉事業の意味も含めて、複数、複合的な要素を持って事業取り組んでいくことが大切だというような答弁をしましたけれども、まさに連携というのは、うちの町の中で言われる一番大事なことだと思っております。

一次産業は全道一の生産力を上げておりますけれども、それが必ずしも地元の商工業に落ちているかということについては、大変危惧している課題でもあり、やはり生産者の方々と、そして、それを販売・加工する一次産業、二次産業、三次産業のそれぞれの連携があつてこそ、町全体の経済が潤うことになるというふうに考えております。

そういった意味も含めて、やっぱり第7次の計画の中にも、そのことをしっかりと踏まえて、私先頭となって職員一丸となり、取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、議員に御指摘のような3点は私も大変重要なものと認識しておりますので、これからも努めていきたいと考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

今、本当に経済が大変なことになっております。

どんなことが起こっても揺るぎない基盤をつくっていくことが必要であり、大切なことだと思いますので、町長、力強いお言葉いただきましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、7番木嶋悦寛議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、11番瀧川榮子議員、質問者席にお着き願ひます。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

通告に従いまして、質問させていただきます。

別海町のUIJターンの現状についてです。

別海町の人口は住民基本台帳では平成元年が1万8,727人。令和元年には1万5,006人となり31年の間に3,721人減少しています。外国人の方もおられ流動的な部分もありますが、人口の減少は止まりません。別海町の魅力発信に努め、人口減少を食い止めるために努力されていると考え、2点質問いたします。

1点目、出生率が高いとされる別海町でも、人口減少は続いています。北海道ではUIJターン新規就業支援事業を実施しています。別海町でも「お試し移住（ちょっと暮らし）」の実施を検討し住宅の改修も議会で報告されています。

別海町オンライン移住相談の申し込みへの現状についてお聞きします。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） 現状ということですので、私の方からお答えさせていただきます。

本町ではこれまで、電話やメールのほか、首都圏で開催される移住相談イベントへの出展の方を通して、移住希望者からの移住相談に応じてきたところですが、近年、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、会場を利用した移住相談イベントの開催中止が相次ぐ中、一部のイベントにおきましては、開催方法を対面形式の方からオンライン形式の方に切り替えるなど、移住相談の態様が全国的に大きく変化しつつあります。

このことを受けまして、本町におきましても、令和2年度以降、オンライン移住相談イベントに3回出展するとともに、移住希望者への新たなアプローチといたしまして、大規模イベントに限らず、いつでも気軽に移住相談ができるよう町ホームページにおいて、令和2年11月からオンライン移住相談の受付を開始したところです。

オンラインを活用しました令和2年度及び3年度の移住相談者数は、オンラインのイベントの方で4組5名、オンラインの移住相談の方で1組2名、合計で5組7名となっております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

そのオンライン移住相談の申込みってということで、ホームページの中に載っているのを見ることができるんですけども、5組の方のうち、別海町で住んでみたいとか、お試いでこちらに来てみたいというようなそういう感触のある方はいらっしゃるのでしょうか。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） お答えいたします。

町の独自のオンライン相談の方で申し込まれた方は、1組2名の方だったんですけども、その方につきましては、相談内容が中標津の方に就職が決まって、お住まいの方を探しているけれどもという相談内容でございました。

その後ですね、いろいろ不動産屋さんとかの相談、斡旋とかもいたしたんですけども、ちょっと追跡調査まではしていませんので、その後別海町に住まわれたかどうかは、把握できないところなんですけれども、オンラインを除きまして、例えば電話相談ですとかメール相談の方も受け付けているんですけども、そちらの中で、令和2年度に相談を初めてされた方で、そして令和3年度に入ってから、改めて相談をしていただいた方がですね、1名別海町の方に移住したというお話は来ておりまして、役場の方にもその方は顔を出してくれております。

現状はそういうところです。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） そうしましたら、役場の方と電話とかメールで相談したり、オ

ンラインで相談しながらということなんですけれども、本州からとかいろんなところから自分が住みたいところをいろいろ探しながら来ているので、別海町だけってということではきっとないのではないかなと思うんですね。

それで、移住に結びつかなかった場合、役場の中で、どんなふうにして改善していけば、移住に結びつくであろうかというような、改善点とかヒントの積み重ね、今後に生かしていけるようなことについて、役場の中では話し合われているのかどうかについてお伺いします。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） 移住相談の全般的な傾向と伺いますか、その相談内容の全体的な傾向なんですけれども、まず比較的多いのがやはり住まいのことですか、お仕事のこと、それと併せまして、別海町の移住施策、移住者に対する支援施策というものも、相談の中では結構な割合を占めておりますので、これらがやはりこう一体となって、連携して進めていかなければ、なかなかこう一つ一つのポイントが進んでいたとしても、その横のつながりがなければ、なかなか移住には結びついていかないのかなという感覚は持っております。

その辺のプロモーション、個別のプロモーションを進めても、ほかのものが連携しなければ空振りになってしまうなという感覚はあります。

よってですね、総合政策課の方で今、こちらの方の対策の方を考えているんですけれども、課の中では、今のところ、これらの連携を強化することがまず、何より重要だという課題の方は、課の中の方では共有しておりますので、早急に連携の方に向けた取組については、進めたいと今考えているところです。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 町のホームページでお試し移住ってというのがあって、実施検討中というふうにして載っています。

町長の行政執行方針の中では、旧職員住宅を活用した移住体験施設整備を行って、コロナ終息後に備えた移住体験希望者の受け皿となる体制を整えますっていうことでした。

こう書いてあるんですけれども、コロナ終息はまだ見えてはいないんですけれども、どこまでお試し住宅の施設整備が進んでいるのかどうかについてお伺いします。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） お試し移住住宅につきましては、建物も外構の工事の方も今年度完了しておりますので、先日、総務文教常任委員会の委員さんの皆様にも見学をしていただいたところです。

それで、今年中にですね、この12月末日までにお試し移住住宅の取扱いというか、運用の要綱の方を内部の方で定めまして、翌年1月1日から、要するに3カ月前から申し込みをするという体制で進みたいと考えておりますので、1月1日に要綱の方を施行させてもらって、4月1日から実際に移住者を受け入れるという、今、その事務の準備に取りかかっているところでございます。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

もう本当に進んでいるってということで、町のホームページを見るとまだ検討中というようなことで、どうなってるんだろう、まだなのかなってところしか見えてきません。ですので、内部の写真の公開なども含めて、完成しているんだよってということで、情報を広く公開していただきたいと考えます。

それと、移住するには職場とか学校とか住むところとか、本当に大切になってくるんですけども、空き家や空き地バンク制度っていうのが羅臼町であるんですね。

交渉・契約は当事者間で直接連絡を取り合うってということなんですけれども、その情報提供は役場でしますよっていうようなことが取り決めの中にあって進んでいるようです。

別海町にもたくさん空き家あるんですけども、借りたくても町内の人でさえ情報をつかむことができないってということで、私の知人も別海に住みたいし、仕事の関係で別海にっていうことなんですけれども、結局町外に出ていくことにならざるを得なかったんですね。

ですので、U I Jターン以外にもアピールできるってということもあるので、別海町として、空き家などの情報提供っていうのをやる仕組みづくりっていうようなことについては考えられないでしょうか。

○議長（西原 浩君） 瀧川議員、空き家に関しては、ちょっと内容が大分変わってきているので、次の質問の方に移ってください。

○11番（瀧川榮子君） はい、わかりました。

別海高校を卒業する若者へ町として、卒業後Uターンし定住する事へのアピール。

町長としての若者に向けたUターン者受け入れへの意欲についてお聞きます。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えします。

卒業した別海高校生が進学し、別海町に帰ってきたいと感じてもらうためには、Uターンに関する各種助成制度の検討もさることながら、ふるさと別海町への郷土愛をより強く抱いてもらえるよう、高校在学中から、行政をはじめ地域社会とのつながりを深める取組を進めることも重要な施策の1つであると考えております。

現在の町と別海高校生との関わりは、別海高等学校教育支援事業による各種助成の充実が挙げられますけれども、これは、高校生一人一人にとっては、どちらかと言えば、高校生活に必要なサービスを高校や家庭を経由して「受ける」という、受動的かつ間接的な関わりとなっております。

今後につきましては、高校生が思い描くようなアイデアをまちづくりに反映をさせられる、受動的なものばかりではなく、能動的かつ直接的な関わりを持てる仕組みづくりを進めたいというふうに考えているところでございます。

行政をはじめ地域社会と一緒に、ふるさと別海の未来を考え思うことが、郷土愛を深め、Uターン・定住につながるものと考えています。

併せて、Uターン者などに対する各種助成制度を設けることで、相乗効果が生まれるものと期待できることから、現在、その制度設計についても調査・研究等をしているところでございます。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

高校生が考えるアイデアっていうのは本当にいいことだと思います。

自分達が考えたアイデアが生きている町に学んだ後また帰ってきて、そして自分達の町を再度つくり上げていくっていうことですので、ぜひ、きちんと進めていただきたいですし、Uターン者へのその支援策も充実をさせていただきたいと考えます。

次の質問に移ります。

「貸付型奨学金と給付型奨学金について」。

別海町では給付型奨学金と貸付型奨学金があります。給付型奨学金は別海町に不足する医療関係技術員の養成をはかり、町民の保健福祉医療の向上に資するため、本町に必要な技術を習得する修学生に対し、奨学資金を支給することを目的としています。

また、貸付型奨学金は別海町の振興と発展に役立つ有能な人材の養成と、その充実を図るため、経済的理由によって修学困難な者に対し、奨学資金を貸与することを目的としています。

自治体として独自で給付型奨学金を実施している別海町は、人材確保が重要だったとは言え先進的な取り組みを行ってきたと言えます。しかし、この人材確保は保健福祉医療に限られたものであり、門戸は広くありません。

貸付型・給付型それぞれ特徴を持つ奨学金に関連した内容について、6点質問させていただきます。

1点目、以前、町が行った高校生へのアンケート調査結果の中で、別海町が好きだと答えた生徒が多くいました。町を離れ学び終えそして働き、その後別海町の良さを再確認してUターンする若者もいるに違いありません。貸付型奨学金を利用した若者が別海町に戻り、就職する現状があるかどうかについて把握されていますか。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） お答えします。

奨学資金貸付制度を利用した方が本町に戻り、就職した人数につきましては、貸付終了時点における平成28年度からの情報となりますが、平成28年度から令和元年度までは毎年1人で、令和2年及び3年度につきましては各2人となっております。

Uターンの割合では、8%から22%となっており、卒業後の主な職種については、公務員や幼稚園・学校教諭となっております。

なお、学校教諭につきましては、希望しても本町に配属されない場合があり、支店や営業所が多数ある企業等によっては、別海町に就職したくてもできない場合があると考えます。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

以前聞いた時には、ちょっと把握できてないということだったんですけれども、少しず

つ帰ってきているなというのを感じます。

でも、もっと帰ってきて欲しいなっていうのが、町民の願いだと思います。

2つ目の質問に移ります。

貸付型奨学金は、給付型奨学金と資格が重なる大学、専門学校もありますが、給付型奨学金よりも門戸は広がっています。貸付型奨学金は医療や福祉の学びだけでなく様々な技術を身に付ける学びの機会に恵まれているといえるのではないのでしょうか。

目的は別海町の振興と発展に役立つ有能な人材の養成とその充実を図るとされており、その目的の中には別海に帰ってきてほしいという思いが込められていると考えますがいかがでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） お答えいたします。

奨学資金貸付制度においては、医科大学または教員養成大学、特殊な教育または専門教育の学校、看護・看護師養成所、その他大学等に在学する方々の経済的な理由による支援として、奨学資金を貸付しております。

本制度につきましては、主たる目的が経済的に困っている方への支援であり、給付型奨学金制度とは異なり、Uターンについて促す制度ではありませんので、今後も多くの方に学ぶ機会を提供できればというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

子供たちを送り出す親御さんは、もう別海町に帰ってこなくてもいいんだよって言って送り出すんだっていうのを送り出した親御さんから聞いたことがあります。

残念だなと思ったんですけども、この貸付型の奨学金では、経済的理由によって就学困難な人に貸しているのですけれど、帰ってきてくれというようなことを重要視しているのではないというふうに、答弁があったんですけども、この条例の目的の中には、本町の振興と発展に役立つ有能な人材の養成というふうにして目的の中にあるので、本町の発展と振興に役立つということは帰ってきてほしいという願いがこもっているのだと、私は解釈してたわけなんです。

そこのところは、どういうふうに理解すればいいのかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今の議員おっしゃるとおり、本町の振興発展のことは確かに規定されております。

ただ、町の振興発展っていう観点で物事を考えた時にですね、直接別海町に帰って働くことが、それは一つの振興発展だというふうにも言えると思うんですね。

ただ、この町に住んでなくても、別海町のことを思って、いろいろそれぞれの地で活躍するというのも、これ一つ振興発展につながるというふうに私は考えております。

以上です。

○町長（曾根興三君） 議長。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今、教育部長の答弁ですけど、ちょっと足りなかった部分で私が答えます。

別海町の地域振興、育った子供のことでないんですよ。

親がここで教育をする、その教育をする中で、子供の教育費がかかるところを、奨学資金を貸し付けることによって、ここで子育てができる。それも大きなうちの町の発展です。

これは、子育て世代、それを応援する一つの政策だと考えれば、別に矛盾はしてないと思っておりますので。

瀧川議員がどう考えるかは、どう御理解されるかわかりませんが、そういう意味も含めているということで、もちろん戻ってきてほしいと思いはありますけれども、それが条件というわけではないというふうに御理解ください。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい、今町長の答弁がありました。

あの、親を援助していくっていうことなんですけど、結局お金を返していくのは子供たちっていうことで、親だけがよかったっていうことでもないのではないかなと思います。

3点目に移ります。

まだまだコロナ禍にあり、学ぶことも働く事も、平凡な日常生活を送る事でさえ困難な若者が増え、生活用品配布の場所には多く学生の並ぶ姿が映し出されています。

就職後も奨学金の返済が1年間据え置き後とは言え待っており、厳しい状況が続く可能性があると考えますがどのような認識をお持ちですか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） お答えします。

本制度における貸付金の償還につきましては、本人の生活に支障がないよう、学校を卒業後1年間据置しまして、5年間の均等償還としており、特に必要と認めたときは、据置期間及び償還期間の延長をすることができるようになっております。

また、災害等により著しい損害を受け、生活困窮の状態にあり、その年度の償還金の納入が不可能と認められるときについては、減免することができるというふうにもなっております。

いずれにしましても、償還が困難な場合には、今までも相談を受け個別に対応しております。

今後も様々なケースへの対応が求められるということも想定されますので、これからも償還者本人の生活に大きな支障が出ないように対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

以前からお聞きしていました、返済する、償還する人達のことを考えて、様々な対策を

とっておられるっていうことが継続されているっていうことを確認しました。

次の質問に移ります。

様々な自治体で貸付型奨学金を利用した若者がその自治体で就職した場合、奨学金の償還を支援する制度を作っています。直近では羅臼町で令和4年度から始めます。別海町では給付型奨学金があり、貸付型奨学金の返還は無利子であることから、返還免除の考えはないと令和2年度決算審査特別委員会で答弁されています。しかし、帰町し定住したい意向のある若者にとって、返還免除ではなくとも、返還支援は別海町へ帰ってくる大きな引力になると考えます。

奨学金返還支援への方向へのお考えについてお聞きします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） お答えいたします。

奨学資金貸付制度による償還につきましては、先ほどお答えしたとおり、無利子や1年間の据置等の優遇措置を行っております。

今回御質問にあります、羅臼町の奨学金支援事業は、様々な奨学金を対象に、人材の確保と町内への定住促進を図ることを目的としており、経済的な理由による修学困難者への支援が目的の奨学資金貸付制度との直接的な比較は難しいのかなというふうに考えております。

羅臼町をはじめとする自治体が行う定住等を目的とした支援事業につきましては、Uターン者のみならず、全国の求職者が就職先として選定する上での条件の一つになりうると思いますが、人材確保、定着には未来を見据えた魅力あるまちづくりと併せて推進する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

貸付型奨学金というのは、別海町に戻ってきてほしい、定住してほしいっていうそういう奨学金とはまたちょっと違う、考え方とは違うんですよっていうことで、現在のままの形で進んでいくっていうことだと思うんですけども、別海町に帰ってくる若者達も、支援していくっていうことを先ほどおっしゃってたんですけども、どんな職業でも人材育成には時間がかかるし、人材が留まってくれることは、別海町にとってもいいことなので、低所得者だけの奨学金、貸付型だということだけで考えていくっていうのは、ちょっとこれから方向性を変えてみてもいいのではないかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

先ほど私の方で、別海高校生のUターンに関する今後の制度設計のことも少し述べましたので、それも含めまして、今の奨学資金との絡みで若干申し上げたいと思います。

先ほど来、教育部長の方で説明もしていますけれども、貸付型奨学資金は決して帰ってくるということを拒んでいるというものではないですので、もちろんそのことも含めて、いろんな可能性を持った子供たちが、経済的な理由で勉学に励むことが困難だということ

については、やはりそれは解消しなければいけないというような形で進めているのが第一義で、それを貸付けを受けた方が別海町に戻ってくるという選択をするのは、当然歓迎すべきものでありますので、片方に寄せた方の考えばかりではないということをも御理解いただいた上で申し上げておきたいと思うんですけども、先ほど、今後、別海高校生が別海町に魅力を感じて、Uターンしてくれるような、将来的ないろいろなものを制度設計していくというようなことを述べさせていただきましたけれども、瀧川議員がおっしゃられたように、奨学資金の貸付けに対する支援を行っているという自治体ももちろんございます。

また、Uターンを行ってくれるということで、移住をされる方に対しての支援っていうものに取り組んでいる自治体もいろいろ見受けられるところがございます。

それらの形っていうのは、国のまち・ひと・しごと創生本部の制度としても、いろいろ制度設計をされて、取組事例というのいろいろあるというふうに私どもも認識しておりますので、そういうものを別海高校生がUターンする場合の制度設計、あるいは奨学資金の貸付けを受けた方が結果として別海町に戻ってくるという選択をした場合に、それを何か支援する制度というものも含めた中でですね、まちづくりの施策として、今後併せて制度設計っていうものを進めていきたいということ視野に置いておりますので、御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

制度設計が、視野に入っているっていうことをお聞きしましたので、次の質問に移ります。

給付型奨学金を利用した場合、全員が就職出来る状況にあるのでしょうか。

就職希望があるのに受け入れ出来なかった場合と、自己都合によって就職できなかった学生との、お金を返すときの利率に違いがあるのかどうかお伺いします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 支給を受けた奨学生は、卒業後5年以上、本町の公的機関のほか、町内の民間保険医療機関及び介護保険事業所へ就業の義務を有しているということになります。

医療現場等の人手不足が、本町だけではなく全国的に課題となっているところではありますが、本町での就職については、支給開始から卒業までの中で、町であったり、あるいは民間の保険医療機関等における様々な状況、求職に対する様々な状況ですけれども、必要となる人数、職種も変動していくことから、奨学資金受給者の卒業時点における該当職種の公募を必ずしも保障しているものではありません。

このことから、申請希望者への説明の時点では、本町では貸付型と支給型の奨学資金があること、先ほど来のお話になりますけれども、貸付型については決して町に戻ってくることを第一義にしているものではありませんので、そういう貸付型と、あと本町に戻ってくることを義務としている支給型の両方の奨学資金があるということ、それから該当する職種の公募を必ずしも保障しているというものではないということについて説明をしっかりと行い、制度を理解していただいた上で、申請を受けている状況でございます。

なお、返還に係る取扱いの違いにつきましては、自己都合により就職しない場合は、支給をした奨学資金元金と利子相当額を合わせた額の返還が必要となり、就職希望があるにもかかわらず就職できないため義務を履行することができない方については、支給した奨学資金の元金のみを返還していただくことに制度としてなっているところでございます。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

給付型の奨学金で、就職希望したけれども受け入れることができなかつたっていうことは、この中にも利子免除ができるっていうことが、施行規則の中に書いてありますので、そうなんだと思うんですけども、自ら就職しなかつた人っていうのは、利率、給付型の条例に書いてあるとおり、年利7.5%ということで確認してよろしいのでしょうか。

○議長（西原 浩君） もう次の質問の内容になってるんだけど。

○11番（瀧川榮子君） すみません。

はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

6番目に移ります。

貸付型奨学金では返還金は無利子となっています。それに引き換え給付型奨学金では返還することになった場合年率7.5%となっています。これは、現在の金利を考えてもとても高い利率であり、1度に返還出来ない人にとって継続して利率を上乗せしての返還は大きな足かせになると考えます。

利率を低くするという考えについてお聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

奨学資金の支給を受けた奨学生は、先ほどお答えしたとおり、卒業後5年以上の就職義務を果たすことを条件に支給をしているものとなり、返還が必要となるのは、あくまで自分の意思により就職しないというを選択した場合、または就職の意思があるにもかかわらず該当する職種の公募がないということによって、就職義務を履行できない場合のみとなります。

また、おっしゃられる利子相当額分を上乗せして返還が必要な場合というのは、自らの意思により就職義務を果たさない場合のみとなり、自分の意思によらず就職できない場合は、元金のみ返還となるところです。

この奨学資金につきましては、返還を前提に支給しているものではなく、返還はあくまでも義務を履行しない場合の対応であり、利子相当額についても、違約金的な要素を含んだものであることから、一般的な貸付金利等の利率とは異なる性質のものとして、一定程度の率の確保は必要なものと考えているところでございます。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 一定程度の利率は必要ということなんですけれども、この

7.5%っていうのは、やはり高いという感覚を持ちます。

貸付型奨学金の場合でしたら、年ごとにその利率の変動っていうですか、変化させたりしているんですけども、別海町のこの7.5%っていうのは、給付型の場合ですね、自分の意思によって就業しなかった、履行できなかったという人に対して課せられるっていうものなんですけれども、この金利っていうのは、この条例が定まった時からずっと同じ利率で行っているのでしょうか。

途中で変更されたりしたことがあるのか、お聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

この給付型の支給型の、奨学金の条例については、昭和44年6月20日に条例を制定しておりますけれども、その当時の条例では、条例第10条において、年9.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する違約金額を合わせてというふうに、はっきり違約金という文言を用いて償還しなければならないということで、明記していたものでございます。

それから、何度か条例改正は繰り返しておりますけれども、現在の条例の部分では別に定める利子相当額ということで、規則の方で7.5%というふうに改正をしているんですけども、今の年率7.5%というのは、昭和51年1月の規則の制定時において定めた金利ということになっているところでございます。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

昭和51年といえば、バブルの頃…とは違うか。

とにかく、51年から変わっていないということなんです。

今貯金してもなかなか利子がついたのかつかないのかっていうような感じなんですけれども、51年から利率について改正してないということであれば、そろそろ金利を変更する、下げていくということを検討する時期ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 私の方から、少し今までのことも答弁の補足も含めてちょっと回答したいと思いますけれども、今、直接的に聞かれております7.5%利子相当額というのは、総務部長も説明しましたとおり、この7.5%の利子相当額を、町長は加算して返還させることができるという、できる規定なんです。

一番最初に条例ができました時は、違約金という要素があるということもきちっと条例の中にうたい込んでいたものですから、いわゆる利子の部分と違約金的な要素を加えて9.何%とかという決め方をしてスタートしたものだというふうに想定をされるんですが。

今現在も、いわゆる給付型と言われている奨学資金の利子相当額については、いろいろな市町村で条例等もっていますけれども、やはり、はっきりと違約金的な要素も含めて11%というふうなところもありますし、あるいは今、瀧川議員がおっしゃっているのは、利息相当額のことを言っているんだと思うんですが、利息というのは1.5%で貸し

てくれる金融機関があったら、どうぞ1.5%で借りてもいいですよということですね。

町としましては、もし就職してくるのであれば、利息も元金も免除して、こういう制度があるのでぜひ活用してくださいということを説明して、了解してもらって、貸付けているということになりますね。

特に医師は、月額10万円ということになってます。

ですから、年間120万で6年間とかなりますと、すごい大きな金額なんですけどね。

それをずっと支給しておいて、来年就職予定ですという時に、悪質な対応で就職できないというような方々も今までの例があったんですね。

それは、きちっと契約に基づくところの元金と利子相当額は償還してもらわなければ、町にとっては予定していた医師の確保ができなくなったわけですから、新しい医師を確保するためには大変な労力があつたり、また、金銭的な負担もかかつたりということも過去にはあつたわけですね。

ですから、昭和51年から見直しをしていないというのは、結果的には7.5っていうのは変わっていませんけども、そういう違約金的な要素があることと、一般的な金融機関でお金を借りた時のいわゆる利子とそれら両方兼ね備えた内容ということで考えておりますので、その7.5%が適切なのかどうなのかということは、今後検証しながら、場合によっては見直すことも検討していきたいと思いますが、要素としてはそういう要素が含まってるっていうことを、理解していただきたいというふうに思うんですね。

過去におきましては、いろいろ理由で就職予定の方が、急遽別海町で勤務できないというような方もおりましたけども、それはその理由ですとか内容によっては、7.5%の利子相当分というのを上乘せしないで、元金だけ返していただいたというケースもありますので、何が何でもその7.5%の利子相当額をつけて返還させているというわけではありませので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

もう一つ、先ほど来、貸付制度の奨学金と、いわゆる給付型ということでおっしゃってますけれども、この給付型の奨学資金制度についてもですね、やはりその時の社会情勢ですとか、その社会の構造だとかを考えながらですね、見直しはしてきているんですね。

もともと、役場に、公共的な施設に勤務するという方々を対象にして、農林漁業の専門職員とか、そういう方々も入っておりましたし、いわゆる看護師等を中心に奨学資金制度が運用されておりましたけれどもね。

その後、民間の施設で働く場合でも認めましょうとですとか、御存じのとおり介護福祉士でも認めましょうというような見直しを適切にされてきたというふうに考えております。

その時その時に求められているその地域の人材というものを、今後も、先ほど総務部長が言ったように、Uターンの方々に対する施策と併せて、必要であれば、その職種を増やしていったり、見直しをしていくということは必要なんだろうというふうに思っていますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） さまざまなことが検討されて、そして職種も追加されたりしていくっていうことで、これからも、11%のところもあるということでしたけれども、検討もあり得るということでしたので、最低限のところかなと思いつつ聞いていました。

が、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、先ほど副町長が言われまして医師への給付型奨学金1カ月10万円は20万円だと認識していますので、こちらですいません。訂正させていただきます。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 以上で、11番瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

特別委員会及び常任委員会開催のため、本日午後からと明日16日を休会にしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本日午後からと明日16日を休会にすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、本日午後からは予算決算審査特別委員会を午後1時から開催しますので、議場にお集まり願ひます。

皆さん、大変御苦労さまでした。

散会 午前11時35分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員